

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者に係る症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年1月22日

相模原市長 本村賢太郎

### 相模原市条例第3号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者に係る症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者に係る症状等の報告に関する条例(平成21年相模原市条例第55号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「第38条の2第3項」を「第38条の2第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。